

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和8年1月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、認定・給付管理事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 <p>番号法に基づく主務省令第2条の表に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス) 7. 汎用オンライン申請システム 8. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)幼保認定ファイル (2)保育ファイル (3)保育収滞納ファイル (4)施設等利用給付ファイル (5)口座登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9、127、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第8条第7号、第8号、第9号、第10号、 ・別表省令第68条 ・別表省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、番号法に基づく主務省令第2条の表)</p> <p>(番号法に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報又は同法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって第百五十七条で定めるもの」が含まれる項(155の項)</p> <p>(番号法に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの」が含まれる項(155の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」が含まれる項(17の項)</p>
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794) 63-1000(内線529)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794) 63-1000(内線610)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 犬塚 良子	子育て支援課長 服部 崇子	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。</p>	事後	
平成29年7月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(マイナポータブル)	事後	
平成30年7月26日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 服部 崇子	子育て支援課長	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(マイナポータブル)	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
令和1年6月21日	I.3法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第7号、第8号、第9号、第10号 第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I .4. ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠)</p>	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	-		事後	
令和3年4月23日	I -7 請求先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)		事後	
令和3年4月23日	I -8 連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市役所 市民福祉部 子育て支援課 TEL(0794)63-1000(内線610)		事後	
令和3年9月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年10月24日	I .1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、認定・給付管理事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	
令和4年10月24日	I .1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	事後	
令和4年10月24日	I .2.特定個人情報ファイル名	(1)幼保認定ファイル (2)保育ファイル (3)保育収滞納ファイル	(1)幼保認定ファイル (2)保育ファイル (3)保育収滞納ファイル (4)施設等利用給付ファイル (5)口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和4年10月24日	I .3.法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第7号、第8号、第9号、第10号 第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94、101の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第7号、第8号、第9号、第10号 第68条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 ・別表第一省令第74条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	I .4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第59条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第59条の2の2</p>	事後	
令和4年12月16日	I -1 ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム 1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム 1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 幼児教育無償化システム	事後	
令和5年3月31日	I -1 ③システムの名称			事後	
令和6年10月1日	I -1 ②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、認定・給付管理事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法など子育て支援に関する法令に基づき、教育・保育給付の支給認定、利用者負担額の決定・徴収、施設型給付費の支給及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、認定・給付管理事務を行う。</p> <p>①申請書、申込書、届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者の情報に関する確認 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会 ⑤徴収金の滞納整理に関する事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p> <p>番号法に基づく主務省令第2条の表に基づいて、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事後	